

平成23年度静岡県防災会議及び国民保護協議会合同会議

議 事 録

日 時 平成23年6月17日（金）午後1時30分から午後3時25分まで
場 所 静岡県庁 西館4階 第一会議室
出席者 防災会議会長及び委員合計49名のうち45名が出席
国民保護協議会会長及び委員合計46名のうち40名が出席
（防災会議委員と国民保護協議会委員の重複あり）

（開始時刻 午後1時30分）

知事挨拶

本日は皆様お忙しい中を平成23年度の防災に係る合同会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今年はこの防災会議は、いま黙祷を捧げましたように大きな意味のある会議でございます。本県で起こっても仕方のなかったような大災害が東日本を襲いました。そうした中で、身代わりになってくださったと言うと気の毒ですが、亡くなられた方の御冥福を心から祈るとともに、避難されている方々に対して御見舞いするだけでなく、ご支援の手を差し伸べたいと思っていることでしょうか。これは恐らくここに御出席の方々が等しく思っている気持ちではないかと思えます。

本県におきましても、こういう大災害が起きると、阪神大震災がそうであったように、皆が助けたいと思っている、しかし、そこは道路が寸断され、必ずしも土地勘に明るくない人たちが行きますと、本来救援に携わるべき人たちに対して邪魔になり、結果的に災害で亡くられる方、あるいは被災される方が増えるということで、そういうその増幅を避けるため、本県も消防士やお医者様や必要物資を送ることはもとより、しかし、本県としてどのようにするかということについて、然るべきところからの指示を待っていたということはお案内のとおりです。われわれは3月17日、発災からまる1週間のときに、全国知事会から岩手県を担当と言われまして、すぐに地図を見ましてその日のうちに場所を岩手県の南側の遠野と、岩手県というのは四国ほど大きさですから、遠野に定めまして、そして遠野で援助ができるかどうか、岩手県増田前知事、達増知事に御内諾を得て、そして即先遣隊を送りました。そして彼らの、岩手県あるいは遠野の手足となり、末端で働くということをしてまいりまして、今では岩手県遠野市ながら、静岡県遠野市といわれるほど、その3月17日から先遣隊を含め、400名近い人が行ってまいります。1週間ごとにエキスパートを20数名順番に派遣している、仕事の継続、新しい情報の共有、同時に支援活動をしながら防災力を高めるということをしてきているわけでございます。

そうした中で、ボランティアを受け入れるという環境を整えました。途中からはボランティアの人たちにも来ていただき、また、市町からもそれなりのエキス

議 事

協議事項

1 「“ふじのくに”危機管理計画」の策定について（資料1、2）

＜杉浦邦彦 県危機政策課危機専門監＞

「‘ふじのくに’危機管理計画」を策定した目的ですが、富国有徳の理想郷‘ふじのくに’を実現するためには、その基盤となる県民の生命、財産等を守る必要があります。

全庁的な対応が必要な危機事案は様々ありますが、これまでは、各部局で個別に対応計画を作成し、個別の対策本部を設置して応急対策に当たりました。また、それに基づく訓練を実施していました。

危機事案ごとに異なった組織・システムで対応することになると、事案への対応が複雑化するばかりでなく、迅速性も損なわれる恐れがあります。また、一昨年の新型インフルエンザ、昨年の鳥インフルエンザなどへの対策を実施していく中で、どの事案にも応急対策等を実施していく内容に共通する部分が多々あることもわかりました。

そこで、事態対処の仕組みを統一化し、日頃から全庁的に共有化することで、どの事案が発生しても迅速・的確に対応できるようにする、このような目的で本計画を策定したものであります。

次に、本計画の構成を説明します。

本計画は、図に示しましたとおり、基本計画と個別計画に分けております。

基本計画は個別計画の上位計画と位置づけ、個別計画は危機事案ごとに対処すべき事項を詳細に規定しました。

まず、基本計画ですが、危機事案に共通する規定すべき事項、応急対策時の組織体制や意思決定システムなどのほか、応急対策要員の心構えや対策を実施する場合のポイントなどを記載しました。

この基本計画の策定に当たりましては、東京経済大学コミュニケーション学部の吉井博明教授にアドバイザーとして、御指導・御助言をいただきました。

特に、危機発生時における応急対策要員の心構え、守るべき原則、留意すべき事項などについては、これまで、訓練などを通じて、その習得に努めてまいりましたが、適切な言葉で文章化されたものはありませんでした。

実災害が発生した場合の混乱の中で、的確な判断を行うためには、文章化されたものを準備しておく必要があります。今回、吉井教授の助言により適切な表現で盛り込むことが出来ました。

こうした心構えは、危機管理に携わる者、特にリーダーとして、刻々と変わる事態の推移に翻弄されることなく迅速かつ的確な判断をしなければならない者にとって、大きな心の支えになるものと考えております。

次に、個別計画では基本計画に記載した対応事項に基づき、危機事案ごとに事態対処の具体的な内容を、総則、平時の対策、応急対策、事後対策の4つのカテゴリーに分けて記載しました。

本計画に盛り込む個別計画ですが、図に示しましたとおり、全庁的に対応が必要な事案に絞り込むこととし、地域防災計画に記載されている地震対策や風水害対策、津波対策のほか、感染症対策、家畜伝染病対策、食の安全対策、環境汚染対策などいたしました。

また、地域防災計画につきましては、従来、図の下段に示しましたとおり、一般対策編、地震対策編、原子力対策編の3つで構成していましたが、これを災害の事象ごとに細かく分解して対応事項を記載し、事態対処がより迅速にできるよう改めました。

なお、部局単位で対応が可能な事案につきましては、本計画から除外しておりますが、今後も見直しを行い、新たに全庁的な対応が必要な事案と考えられるものについては、必要な都度、この計画に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、本計画の特徴について、説明します。

基本計画に規定し、それぞれの個別計画に反映させた内容であります。

まず、1つ目が、「事前対策の推進」です。

危機事案が発生した場合に被害の軽減を図るためには、応急対策も重要ですが、事前の対策、平時からの対策も非常に重要ですので、個別計画ごとに平時の対策を記載して、それを推進することとしています。

例えば、地震対策における平時対策は、住宅の耐震化、家具の固定、食料の備蓄、訓練の実施等、津波対策では、防潮堤や水門等の設置、津波避難ビルの整備、避難訓練の実施などです。

このような平時からの対策を個別計画ごとに記載して推進します。

次に、「情報の見える化・共有化」です。

応急対策に必要なデータを平時から整理し、データベース化して電子地図上に表示できるようにすることで、危機事案が発生した場合に迅速な応急対策が可能となります。

危機管理部では、現在、「情報の見える化・共有化」を進めるために、国の委託事業を活用しながらシステムの整備を進めているところです。

平時には静的データとして共有し、発災時には動的データとして応急対策に役立てようとするものです。

ここで、システムが一部完成しておりますので、画面を見ながら見える化、共有化を実演してまいります。

こちらの画面が情報共有システムでございますので、情報集約画面になります。左の三角マークをクリックするだけで不要な画面を閉じこむことができます。利用者が使いやすいように変更可能でして、ユーザーインターフェースに重点を置いております。それぞれの被害情報の項目は画面のとおりですが、ここで避難所

の情報について見ていきましょう。

避難所の運営状況については、インターネットにつながったパソコンや携帯電話により情報を入力することが可能です。送られてきた情報は即座にシステムに反映され、画面に示すように閲覧可能となります。たとえば画面を見ていただくと、開設状況や避難所名、避難者数、避難所の写真、こういったものがパソコンのほかに携帯電話により入力すれば、画面の情報収集システムの中に自動的に入ってくる、こういった形でシステムが出来上がっております。

次にこちらがGIS、電子地図でございます。これが情報の見える化・共有化でございます。先ほどの画面で入力されたデータが自動的にこの地図情報に表示できるようにできております。自動化されています。

この画面、どんどん拡大してまいりますと、詳細な、部分的な地図に拡大できます。この中で、たとえば避難所のデータですが、青が開設済みでクリックすればその情報が出ます。赤が開設不可、○未のマークは市長が未確認であることを表しております。携帯は専用アプリケーションにより簡単に送信可能となっております、GPS情報も送信され、自動的に位置関係がわかります。

また、さまざまな情報を重ね合わせて見ることも可能となっております。衛星の画像もこのように取り込んでいるため、ビルや家屋の配置の状況など、詳細まで見る事が可能です。

ヘリテレ映像もキャプチャーとして貼り付けることが可能です。また、3Dでの表示もでき、高度もわかるようになっております。たとえば清水地区の三保地区の第3次被害想定津波浸水区域、あるいは津波避難ビルも重ね合わせることができ、高い位置から見た状況の画面や見る角度も変更できます。水門陸開も重ね合わせることができ、現状が視覚的に把握可能となっております。また土砂災害警戒区域についても情報が入っていて、複合的に俯瞰が可能となっております。

このように、さまざまなデータをレイヤー、つまりデータベースをあらかじめ作っておくことで、その重ね合わせがいくつでも可能となるため、地震防災以外の災害にもさまざまな危機事案にも対応できる、そのような電子地図として作りこんでいます。

ただ今ご覧いただいたとおり、電子地図を活用することにより、必要な資源がどこにあるのか、その資源がどのような状態にあるのかなどの把握が一目で分かるようになります。このデータベース化を様々な危機事案に進めてまいりたいと考えております。

データベースとして整備する項目の事例は表のとおりであります。

電子地図を活用することにより、必要な資源がどこにあるのか、その資源がどのような状態にあるのかなどの把握が、先ほどの画面で説明しましたとおり一目で分かるようになります。

このデータベース化を地震、津波対策等の他に、危機事案にも進めていき、市町村等の関係機関でも普段から、同様に、見える化、共有化することで、漏れの無い迅速な応急対策が実現可能となると考えております。

次に必要なことが、意思決定システムの統一化です。

対策本部が設置された場合の県の意思決定機関を「本部員会議」と「対策会議」とします。本部員会議では、県の基本的な対処方針や重要な意思決定事項を協議し、対策会議では、迅速性が求められる個別の応急対策事項を協議することとします。図で表すとこのような組織となります。

本部員会議では、最高の意思決定機関として知事を筆頭に、各部局長で構成します。対策会議は、危機管理監を本部長代理とし、刻々と変化する応急対策事案に対して各部局の危機担当監と協議し、あるいは関係機関との調整などを行い、迅速に事態に対処してまいります。また、対策会議に参加する各部局の危機担当監は、危機の種類や時間軸に応じて変更することで、迅速性や機敏性を確保します。

次に必要なことは、危機事案を迅速に実施するためには事前に組織体制を構築しておくことが必要です。危機事案を直接所管する部局を主の対策部、その他の関係する部局を従の対策部とし、危機管理部は、全体の調整役に当たります。この図は、具体的な組織の役割分担を表したものです。

危機管理部では、図の真ん中の「主の対策部」が実施する応急対策が迅速に実行できるよう、各種会議の運営や自衛隊等との調整、一元的な広報などを担当し、「主の対策部」が応急対策に専念できるようサポートしていきます。

一例を申し上げますと、口蹄疫の対策では、危機管理部は調整役として、主の対策部である経済産業部が実施する「消毒」や「牛の殺処分」などの応急対策が迅速に実施できるよう、自衛隊等の協力を取りついたり、必要な人員を確保するなど、側面支援や全体調整を実施してまいります。

このような役割分担で関係する部局が連携して応急対策に当たることで、より迅速な事態対処が実現できると考えております。

最後に、これも大変重要なことではありますが、情報発信の一元化です。危機事案が発生した場合の情報発信を危機管理部で一元的に発信します。

インターネットなどの情報通信網の急速な拡大に伴い、ホームページなどによる情報発信は、広報の有効な手段となっております。危機事案に関する情報は、様々な広報媒体を使用して迅速に県民に情報が伝わるのが大事ですが、各部局でばらばらに発信すると、見る側にとっては、どこを見れば記載されているのか分かりにくいばかりでなく、重要な発信情報が見落とされる可能性が高くなります。

このため、危機事案に関する情報は、危機管理部で一元的に管理し、報道提供するほか、ホームページにおいても、県のトップページから簡単にアクセスできるようにし、県民へわかりやすく情報を提供してまいります。

そのほか、危機事案ごとに、それぞれの時間帯で何をすべきかを簡単に把握できるように、実施機関ごとに表のように取組むべき事項を整理しました。

この表は、沿岸での油流出事故の際の各機関の対策事項等を明記したものです。次のこの表は、今回新しく作成した伊豆東部火山群における事例です。

このような表を個別事案ごとに作成し、全体概要をいち早く把握できるよう計

画に組み込みました。

また、記載方法の見直しにも着手しました。

今までの個別計画の記載方法は、文章形式で表現されていましたが、何をすべきかを読み取るまでに時間がかかりました。

このような書式は、危機事案の計画としては、適当では在りませんでした。これを、できる限り表形式に改め、実施主体ごとに整理し、取組むべき事項を簡条書きに変えることで、いつ、誰が、何をやるべきかをわかるようにしました。

以上が、‘ふじのくに’危機管理計画の概要であります。

なお、今回、基本計画に記載された内容を中心に説明しましたが、皆様方にお配りしております個別計画につきましては、ただ今説明しました内容に沿って、各関係機関と調整を図りながら作成したものでありますので、説明は割愛させていただきます。

資料2をご覧ください。

東日本大震災は、本県の防災対策を進める上で大きな教訓を与えるものであります。特に、津波や原子力災害については本県も同様な災害に見舞われる恐れがありますことから、現在、対策の見直しや緊急に実施する必要のある事業に対して補正予算を組むなどの対応を行っているところです。

まず、津波対策につきましては2に記載しましたとおり、対策を短期と長期にわけ、(1)短期の対策として、例年7月に実施しております津波避難訓練を5月に前倒して実施し、津波避難計画の点検や津波対策施設の機能点検などを行ったほか、「静岡県津波対策会議」を設置し、ソフト面とハード面の両面から、現在、総点検を行っているところです。

また、静岡県防災・原子力学術会議に「津波対策分科会」を新たに設置し、津波工学等の先生方からご意見を伺い、津波対策へ反映してまいりたいと考えております。(2)中・長期の対策としては、国の中央防災会議に専門調査会が設置され、この秋を目途に取りまとめが行われ、国の防災基本計画の見直しが行われる見込みであります。この見直しを踏まえ、本県の地域防災計画の見直しを行うこととしております。

このことについては、2ページをご覧くださいと思います。5月に消防庁長官から通知があり、下線で示しましたとおり防災基本計画を見直すとの見解が示されております。また、この通知では必要な緊急点検を都道府県で実施するよう求めており、本県ではすでに取り組み済みのものもありますが、先ほどの対策会議などの場を通じて必要な対応を行ってまいります。

なお、国の専門調査会の議事録が、随時、ホームページに掲載されると聞いておりますので、その情報に注視し、国の防災基本計画が修正された場合、速やかに本県の地域防災計画が改定できるよう、準備してまいります。

1ページのお戻りください。

そのほか長期の対策として、同じく中央防災会議において「東海、東南海、南

海」の3連動地震が発生した場合の対策大綱等が今後策定されますので、その結果を受けて本県の地震対策や津波対策の見直しを実施してまいります。

3の原子力関係につきましては、福島第一原子力発電所の事故を受け、今後、国では、事故原因の詳細な調査や防止策の検討、防災指針の見直しが必至でありますので、その結果を受け、本県の原子力災害対策の見直しを実施してまいります。

以上が、「東日本大震災の教訓」に関する危機管理計画の対応方針です。

2 静岡県防災計画の修正協議（資料3）

＜池田和久 県危機政策課長＞

資料3「県地域防災計画の修正（案）」の1ページ目をお開きください。県地域防災計画の修正（案）について御説明します。

修正手続の流れは2にありますとおり、本日の県防災会議において協議していただき、承認いただきましたら、内閣総理大臣に修正報告したいと考えております。なお、これまでは、県地域防災計画の修正については「内閣総理大臣への協議」が必要でありましたが、国の関与縮減の趣旨から災害対策基本法の一部改正により「内閣総理大臣への修正報告」となったものであります。

2ページをお開き下さい。

はじめに、「‘ふじのくに’危機管理計画」の策定に伴う見直しであります。「‘ふじのくに’危機管理計画」が策定されたことに伴い、下位計画となる「地域防災計画編」について、これまでの構成を大幅に見直し、災害や火災、事故等の事象種別の構成とし、本県が直面する最大の危機である東海地震や原子力災害を念頭においた掲載順に修正しました。また、「大火災対策の巻」や「大規模事故対策の巻」を追加し、極め細やかな防災対応がとれるよう修正したところであります。

次に3ページの地震対策緊急整備事業計画及び第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更であります。

昨年3月に地震財特法が延長されたことを受け、地震対策緊急整備事業計画及び第3次地震防災緊急整備事業五箇年計画を変更し、本年3月31日に内閣総理大臣の承認を得たため、所要の修正を行うものであります。

地震対策緊急整備事業計画については、事業実施期間を5年間延長し、事業計画を見直したものであり、第3次地震防災緊急事業5箇年計画については、消火用水対策や公立小中学校の耐震化計画の変更になります。

次に11ページの伊豆東部火山群の「地震活動の予測情報」及び「噴火警戒レベル」の導入に伴う修正でございます。

平成23年3月の噴火警戒レベル等の導入に伴い、「想定される火山現象」や「噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲」、「避難計画策定の基本方針」などの防災対策を記載し、「伊豆東部火山群の火山災害対策計画」を修正したところであります。

12ページをお開きください。「東海地震に関連する調査情報」等の運用開始に伴う修正でございます。

平成21年8月11日の駿河湾沖を震源とする地震を契機に、これまでの「東海地震観測情報」が「東海地震に関連する調査情報」に名称変更されたことに伴う所要の修正でございます。

その他、関係機関の防災業務計画との整合に伴う修正、組織変更等に伴う名称の修正、従来の表現を見直し、適切な表現への修正など所要の修正等について、その他の必要な修正箇所を13ページから20ページに一覧で記載しております。以上が県地域防災計画の修正内容になります。

なお、別添の消防庁長官からの通知のとおり、現在、国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」において、今回の東日本大震災の教訓を踏まえた防災体制の見直しを検討しており、今秋に検討結果がとりまとめられ、国の防災基本計画が修正される見込みであります。

県の地域防災計画においてもこの修正を踏まえて速やかに修正する予定であり、年度内にもう一度、県防災会議を開催することが見込まれるため、関係の皆様には御理解・御協力のほどお願いします。

3 市町地域防災計画の修正協議（資料4）

＜池田和久 県危機政策課長＞

市町地域防災計画の修正協議にかかる専決処分について、ご報告します。

お手元の資料4をご覧ください。

市町の地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法第42条第3項の規定により、あらかじめ県知事に協議をし、知事は静岡県防災会議の意見を聞かなければならないと定められております。

本件は、昨年6月29日に開催された防災会議の後、知事が市町地域防災計画の修正について、静岡県防災会議運営要領第5条第1項第4号の規定に基づき、専決処分したものについて、報告するものであります。

1 一般対策編

はじめに、1. 一般対策編についてであります。

表に記載のとおり、藤枝市をはじめ、28市町の修正協議について、専決処分をいたしました。修正内容は、静岡県地域防災計画の改正に合わせた修正であります。

主な修正内容といたしましては、欄外にありますとおり、静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山火山防災対策に関する協定」締結に伴う修正、県の危機管理体制の充実及び本庁組織の再編に伴う修正であります。

2 地震対策編

次に、2. 地震対策編についてであります。記載のとおり、藤枝市をはじめ、28市町の修正協議について、専決処分をいたしました。

主な修正内容であります。下にありますとおり、第3次地震防災緊急事業5箇年計画の変更に伴う修正、県の危機管理体制の充実及び本庁組織の再編に伴う修正であります。

以上で、市町地域防災計画の修正協議に係る専決処分についての報告を終わります。

4 静岡県国民保護計画の修正（資料5及び資料6）

＜池田和久 県危機政策課長＞

静岡県国民保護計画変更案についてであります。

お手元の資料5をご覧ください。

今回の‘ふじのくに’危機管理計画の策定に伴い、下位計画となる「国民保護計画編」についても、構成や記述方式等を変更したものであります。

具体的には、危機事案発生時の連絡体制図や県の事前配備体制、県対策本部の組織図及び意思決定機関である本部員会議、対策会議等を記載したところであります。

以上で説明を終わりますが、詳細はお手元に配布した厚いファイルの‘ふじのくに’危機管理計画に入っておりますので、後ほどご覧ください。

質疑応答：なし

採 決：異議なし

それでは、この会議において承認されたものいたします。

なお、「静岡県地域防災計画」については、本案により、内閣総理大臣に修正報告することとし、「静岡県国民保護計画」については、協議会として、本日表示された案をもって適当であると認め、お手元の資料6のとおり、答申することとします。

報告事項

1 事務局からの報告

(1) 静岡県の津波防災対策（資料7）

＜岩田 孝仁 県危機報道監＞

東日本大震災の支援の話を行いました、本県の津波防災対策につきまして少し時間をいただいております。

東日本の震災で、岩手県大槌町、それから山田町を主に支援活動に入っていますが、被災直後の現地の様子はかなり壊滅的な状況であったということは、報道でご承知のとおりであります。これは山田町、庁舎は残りましたが、市街地全部が津波で流されました。

日本列島ですが、4つのプレートが直下に入っております。ユーラシアプレート、北米プレートという陸のプレートに対して太平洋からの太平洋プレートが東から入ってくる、南の方からフィリピン海プレートが静岡県の真下にもぐりこんでいる。特に日本海溝の領域で今回起きたのが東日本大震災。私どもが心配している東海・東南海・南海という地震は、静岡県の伊豆半島、駿河湾の付け根から南海トラフにかけてもぐりこむ境界で起きると心配されている巨大地震です。今回、太平洋プレートの境界、南北500キロの巨大なプレート境界が動きまして、あれほど大きな津波を引き起こしました。静岡県直下でも心配されている東海地震、紀伊半島沖合の東南海地震、最近では南海地震という3つの地震の連動も、現在、国の中央防災会議の専門調査会で議論されているところであります。

3つの地震、かなり規則正しく過去に起こっています。大体100年から150年に1回、地震を繰り返しております。そのたびに、津波の災害だけでなく地震動による災害、土砂災害等を東海地方にはかなり大きな被害を繰り返してきました。特に、静岡県にとりまして東海地震の震源域は南北120キロ、東西70キロ、巨大なプレート境界の面が静岡県の真下に位置しております。先ほどの環境として東南海地震や南海地震とはちょっと違った環境にあります。これは、陸域の真下にプレート境界が入り込んでいるため、まずは強い地震動に対して、きちんとした対策を行っていくことが重要です。

この絵は中央防災会議が以前、出しました東海地震の震度分布の想定です。濃い赤いところが震度7、周辺のオレンジのところは震度6強、という風に推定しています。現在、政府が3つの地震の連動について議論していますが、以前、参考に3つの地震が連動した場合の震度分布図を出しております。よくご覧になりますと、東海地震の想定震度分布と、3つの地震の連動した場合の静岡県の震度分布はほとんど差がありません。3つの地震が連動するしない以前にかかわらず、東海地震による影響が非常に大きいということが静岡県に課せられた課題であります。そういったことから東海地震は都市直下の海溝型の巨大地震であるとの位置づけで30数年対策をとってまいりました。

津波について、県民の方々が不安に思っております東海地震の津波はどのようなものか、中央防災会議のシミュレーションの結果を示しております。

現在、浸水が想定される地域に、県民380万人のうち27万人が居住しております。人口にして7%の方が住んでおります。

左のほうに地震が発生してからの秒数を示しております、東海地震が発生するとどのくらいの時間で津波の第1波が襲来するか、大体数百秒です。数百秒で駿河湾一帯に津波の第1波が到来します。今回東日本大震災で観測されたような、25分から1時間経過して第1波が襲来する環境とはかなり違います。津波の高さも平均5～6m高いところでは10mを超える津波を想定しております。

県民の皆様には津波の浸水予想図を示しています。それぞれ各海岸において、現在の防潮堤等が機能した場合にはどの程度の浸水になるか、もう一方は、防潮堤とか、もし、なくて、過去の記録の最大である安政の東海地震、いわゆる2連動でございますが、この地震が発生した場合どこまで浸水するかということで、ブルーで塗った領域でございますが、かなりの市街地が、最悪の場合には、津波の浸水する可能性がありますので現在対策を進めております。

基本的な考え方は、海岸に防潮堤、水門等、ハードの対策を構築する一方、これだけで全ての津波を防ぎきれるということではなく、こういった設備が機能しなくてもきちんと高台の避難地まで逃げる、住民が避難するということを推し進めております。もし、十分な避難時間がないという場合に備えて、沿岸付近に津波の避難ビルを設ける、こういった、ハードとソフトの対策を組み合わせることで地震対策、津波対策を行ってまいりました。目に見える形で、たとえば沼津港の入口にある「びゅうお」という巨大な水門、牧之原市の萩間川河口にある耐震水門、こういった施設が、現在、県内に約60、こういった水門が完備されております。こういった陸閘、道路等を塞ぐケースもありますので、通路のところに陸閘を設ける、大きなところには自動化した陸閘を設けるということで、こういった施設もかなり充実されてきました。

市民に対しての啓発ということも含めて、ソフト対策の一環として津波避難ビルの看板、浸水区域であることを警告する看板、地域の海拔を表示したり津波の浸水高さ具体的に示す、避難地だけでなく浸水区域の中にも緊急に駆け込める避難ビルとして、外階段を設けた避難ビルの整備を行っている。

今回の岩手の現地でもこういった光景が見られました。山田町の御蔵という地区、周りは津波で全て流されておりますが。その中で一つだけ、小高い山を削って高台にした部分が残っている、江戸時代に作られた高台ですが、30数人の方が震災当日の夜、一夜を過ごして助かったということも伝えられております。

これと同じような施設が県内にもあります。これは内浦地区です。防潮堤とかなない地域ですが、急傾斜の工事に合わせて高台を作って、上に周辺住民の方が駆け込める避難場所、避難用のマウンド、裏山に駆け込めるような裏山の階段も整備してまいりました。

現在、県民の方には、地震が起きて時間がなく津波の第1波が襲来する可能性があります。警報を待たずに地震を感じれば、「地震だ津波だすぐ避難」をスローガンに、各地域での防災対策に取り組んでいるところでございます。

以上で本県の津波対策について簡単でございますがご紹介しました。

(2) 津波対策検討会議（中間まとめ）（資料8）

＜岩田 孝仁 県危機報道監＞

津波対策検討会議、現在3月11日の東日本大震災を踏まえて、本県の津波対策について、もう一度原点に返って対策の検証の徹底を図るということで、4月に津波対策検討会議という、庁内外の関係機関で構成する会議を開催しました。

まず、津波対策検討会議の位置づけとして、全体の中でソフトの部会とハードの部会を設けています。津波対策はハードの対策とあわせてソフトの対策の徹底を図るということで、両部門で検討会議を設けております。

対策の方針としてまずは、短期対応として、今、これまでやってきた津波対策をもう一度きちんと徹底するというので、5月21日を中心に緊急津波避難訓練を沿岸市町で行っていただきました。これにあわせて津波避難計画の点検、避難の徹底をもう一度呼びかける、この5月に訓練では、沿岸市町27万人の避難対象地区の住民のうち8万4千余の方々が実際に避難地へ上がる、避難場所へ向かうという訓練に参加していただきました、31%に上る方々の参加をみました。そういった中で津波対策施設の機能点検等を行ってまいりました。

中長期対策として、政府の中央防災会議専門調査会の中で、東海、東南海、南海地震の3連動の地震について、どういった地震が発生するのか、防災対策をどうすべきかという検討がスタートしています、近々中間報告が出されると聞いていますが、少なくとも本年秋以降にはその姿を明らかにするというので、これを踏まえた津波対策の再度の見直しを行っていく予定でございます。

ハード部会の検討の途中経過ですが、津波対策沿岸施設の現況、本県505キロの海岸延長に対し、津波対策が必要となる沿岸279キロ、そのうち、既に防潮堤とうが整備されたのが249.7キロ、率にして89.4%という現状でございます。河川等の河口部ですが、水門等、堤防の嵩上げ等によって38河川のうち18河川が既に完了しています。整備率47.3%。こういった中で短期的な対策として、河川海岸の堤防等の連続性、まだ、一部未完成のところもありますので、早急に連続性の確保、それから構造等の点検を行うということで現在実施中でございます。

津波の越波を想定したのは、今回の東北の津波の事例を見ましても、構造物を越波したときの構造物の弱さが露呈しています。そういったことを想定した対策の再検討を今現在、進めております。

津波による緊急輸送路の被害想定、復旧対策の検討ということで、津波が浸水した後の影響により、輸送路等の影響がどういうふうになるかということも現在検討しております。

中長期対策として新しい構造基準、現在国も検討しておりますが、そういったものによる検討整備も進めてまいります。進められるべき部分については6月補正により現在調整を進めているところでございます。

静岡県の海岸の現状について、現在完了している海岸が黒で書いてあります。整備中、実施中の海岸が△□の赤で書いてある、未着手の部分は緑で示してあります。おおむね、かなり整備が進んでいますが、たとえば大きなところで港湾で整備中のところがあります。一部、これから着手しなければならない海岸も残っ

ておりますので全体の整備率として90%という状況でございます。

具体的に各海岸でどのような構造物があるか示しております。静岡県の沿岸は、津波の高さともう一つは高潮の高さと、2つのリスクを抱えております。それぞれ海岸ごとに想定される津波高さと、高潮の高さのいずれの高いほうを堤防等の計画高として整備を進めております。中には高潮の方が圧倒的に高いところもあり、そういったところは高潮高さと沿岸構造物を設計しております。このような形で現在ハードの整備が進められております。

ソフトの対策の項目について、今回5月を中心に各市町や各機関で緊急津波避難訓練を行いました。そういった中で、各機関から出てきた課題について4つに整理しました。

①つは、情報伝達、避難誘導の迅速化、こういったことに対して、今後、たとえば避難誘導標識等を整備することが必要であることがうたわれております。

②の避難路の確保整備として、急傾斜等に設置した階段、それ以外に急な勾配を登らなければならない避難ルート、そういったところの避難路の安全対策対応がまだまだ不十分なところがある、街の中にあるブロック塀、こういったものも避難の支障になる。そういったことに対して解消が必要という課題も出されております。

③、避難場所の確保ということで避難ビルの整備を進めているが、まだまだ十分ではないということで、もう一度、現地で避難ビルや高台、避難場所の充足について再検討を行っているところです。

④、被害の状況、安否確認、こういったものの把握が、なかなか、今回の東北では困難でありました。そういったことから沿岸部のカメラ等による実況監視という人手を介さない方法も検討すべきである、こんな課題も出されております。

これらの課題に対して、今後の方針、方向性として、①既に大規模地震対策総合支援事業費補助金、これは市や町が実施するいろんな防災対策に対して県が支援する助成制度であります。すでに5月補正において市町村への支援の事業費につきまして、当初予算16億のところを7億円積み増して、23億円の補正を掛けています。

現在、各市町から今回の点検に基づく新たに事業ということで要望を受けまして、こういった事業費を活用しながら、対策の充実を図っていきたいと考えております。

一昨年、静岡県防災・原子力学会を平成22年に設置しまして、今回の津波対策の検討を踏まえ、津波対策分科会、専門家による分科会を近々設置することで現在準備を進めています。

現在の津波対策の予算関連で、5月補正で既に議決いただいている予算、本議会で、6月補正でソフト対策、ハード対策計上予定の予算案を示しております。

以上で津波対策検討会議の中間まとめということでご報告をさせていただきました。以上です。

2 各委員からの報告

(1) 財務省東海財務局静岡財務事務所（資料なし）

3点ほど説明いたします。最初に、緊急用に利用可能な国有地の情報を提供しております。これは、台風などの災害発生時に資材置き場や仮設住宅の建設など、緊急用として利用可能な国有地のリストをあらかじめ準備しており、災害対策本部が立ち上がった際に速やかに情報提供をしております。

続いて緊急用の住宅であります。東日本大震災に関し、県建築住宅局の協力を得て、公務員宿舎の一部を避難者用として確保し、県に情報提供をしております。

最後に、東北各県からの要請に応じ、財務省として全国の財務局、財務事務所から避難所等の運営要員を派遣し、人的支援を行っております。静岡県を初めとする自治体と比べると規模は小さくなりますが、静岡財務事務所、沼津出張所から要員を福島県、宮城県に派遣して、いわき市、名取市、飯舘村など、避難所や仮設住宅での支援、罹災証明の発行などの人的応援を行っております。

(2) 厚生労働省静岡労働局（資料9-1）

支援の考え方として、現地への支援、県内への支援があり、支援については働いている方々、労働者の方々、各企業、事業者に対する支援になります。

被災地労働局への応援については、厚生労働本省において、現地と調整しまして、現地で必要な業務を把握し、全国の労働局に対し、対応できる人間の派遣を要請がありました。これを受けて静岡労働局としては被災県、岩手、宮城、福島の各県の労働局に対し、組織としてはハローワークと労働基準監督署のそれぞれに人を派遣しました。労働局全体として130名規模に達し、静岡労働局では昨日までに50名の職員を派遣しています。その内訳は、遠野市から海岸へ行った宮古市のハローワークへ派遣、宮城県においては仙台労働基準監督署、福島県においては福島労働基準監督署といわき労働基準監督署、派遣の期間は資料のとおりとなっております。

派遣についてはただ行けばいいということではなく、どんな業務ができるのか、現地の状況の合わせた業務のできる職員の派遣に苦労しました。たとえば、ハローワーク宮古では雇用保険の業務を知っている職員、会社の支援に関する助成金の業務ができる職員、被災者の方がお仕事を探すということで職業紹介ができる方を人選して派遣しております。いわき労働基準監督署では、原発という特殊な環境でありますので、安全・衛生に対応できる職員を1ヶ月単位で派遣しているところです。

東日本大震災において、節電により県内企業や県内の労働者の方々、学生が困っているのを、その支援について説明いたします。

県内のハローワークに特別相談窓口、学生さん向けの特別相談窓口を設置して対応しております。労働基準監督署にも同じように労働条件に関する相談や、節電に関して労働時間を変えたいとか、就業規則を変えたいとかの専用相談窓口を設けております。

別添1に、県内における各企業や労働者から寄せられた相談の内訳です。県内

労働基準監督署に寄せられた相談は、この3ヶ月間で、会社が節電の関係で経営が厳しくなって、「ちょっと休んでください」、「お仕事を辞めていただけないですか」という内容の相談が3ヶ月間の累計で2, 131件、それから、ハローワークに寄せられた相談でハローワークが対応した件数は1, 333件、そのうち被災地、東北3県から静岡県内にこられた方のお仕事に関する相談が300件あります。実際にこちらで仕事を探した方は54名ですが、そのうち27名の方が県内に就職しております。

県内のハローワークにおける企業からの求人の受理の状況です。県内で雇用したり、現地で雇用したり、県内企業が被災地の方々を採用するという話の求人内容です。件数としましてこの3ヶ月間で331件の求人の受理がありました。募集している人数としましては延べ数1, 052名の方を採用するという県内の事業所から暖かいご支援がありました。

被災者に対する支援としまして、県内におきましては、静岡県、国の出先機関、地元の経済界が力を合わせまして、「日本は一つ仕事協議会」ということで県内の被災者の方々の支援、住宅支援から仕事の支援をやっていこうということで取り組みを行っているところであります。あわせまして、被災された方々への住宅の提供とかそのようなものもやっております。

県内企業に対する支援は、県の経済産業部と関係市町と連携させてもらいまして、宿泊・観光の関係の業界が非常に大きなダメージを受けているということで、東部地域を中心に雇用調整助成金という、労働者を解雇しない、その間、雇用を維持するための支援制度がありまして、これを迅速にやろうということで取り組んでいまして、現地での特別相談会等を開催しておりまして、延べ21会場、会社にして450件の事業者の参加がありました。

雇用調整助成金、中小企業緊急支援雇用安定助成金に係る企業手当ての受理状況について、棒グラフが助成金の支給を受けている会社の数で、折れ線グラフが対象となっている雇用を維持するために必要な支援をしている労働者の数を表しています。

平成23年2月では2, 482件の会社がこの制度を利用していましたが、震災後の4月には3, 389件と、900社も増えています。支援する労働者の数は、平成23年2月と4月を比べてみますと、8万1千件も増えています。

静岡労働局としましては、現地への支援、県内の経済団体等と連携して、地元の労働者や学生さん、さらに事業者に支援に取り組んでまいります。

(3) 国土交通省中部地方整備局（資料9-2、パワーポイント使用）

国土交通省として全体として、東日本大震災に対して行ってきたこととしまして、被災地へ緊急災害派遣隊、通称TECH-FORCEと呼んでおります。これは、平成20年5月に国土交通省で大規模な自然災害に対応するため、職員を迅速に派遣するために作られた組織でありまして、職員にあらかじめ緊急時に直ぐ行けるようにいつでも心構えをしておくよう伝えておく、また、教育なり訓練を行っている、こうした隊員を延べで1万7千人ほど送り込んでいます。正直、当初用意した隊員だけでは足りないため、当初隊員以外の者も送り込んでおります。

緊急対応で緊急の輸送路、物資の輸送が大変重要な状況となっております。

で、国道や港湾を優先的に復旧するように努力しております。今、梅雨に入っておりますが、雨とかに対応していけるように、河川とか海岸とか、海岸の方は少し遅れていますけれども、被害を受けたところをなるべく復旧できるように努力しております。法制度において復旧復興に向けた取り組みをやっていっております。

中部地方整備局として行っている内容ですが、中部地方整備局から約2,600人を派遣しております。また、災害対策車両、主なものでは照明車や排水ポンプ車を送り込んで、かなりの場所で、24時間体制で排水をしております。こういった車、だいたい26台ほど送り込んでいます。作業場所は、岩手県久慈市から福島県南相馬市まであちらこちらに分散しておりますが、かなり広い範囲のところで隊員が分散して作業をしております。

TECH-FORCEの実施した内容は、最初にヘリコプターにより現地調査を実施しております。次に、現地の被害状況調査の状況です。さらに港湾で持っている船を使いまして、物資の搬送をやっている状況であります。

右の方が排水ポンプ車で、津波に浸かった地域の水を排水している状況であります。これと連動して照明車を使いまして、夜の間も排水ポンプ車も動かしている状況のところはかなりありました。

真ん中の写真、右上の写真は両方とも通信設備でありまして、当初、携帯も電話も繋がらない地域がかなりありましたので、通信機器を持ち込みまして、2箇所、宮古市、大船渡市に衛星通信車とKu-SATとありますが、通信施設で通信回線を回復させるようなことをしております。

右下であります、こちらが大槌町、先ほど静岡県でも支援された話がありましたが、中部地整でもこちらの方にリエゾンといたしまして、職員を張り付き、各市町の要請がある内容を橋渡し役みたいな形でお聞きして、それを東北地方整備局へ伝えるという役目の者が張り付いております。その中で、大槌町では町役場が流されてしまいましたので、仮設の町役場を作ってほしいという要請がありまして、東北地方整備局が仮設の役場を設置している状況であります。

こうした作業は、うちの職員だけでなく、この地域、静岡も含めまして、建設業者のご協力をいただいております。こういった方も5,000人以上の方が現地へ行っていただいております。そういった方のご協力をいただいて、私どもの支援をやらさせていただいております。

全国の地方整備局の派遣の状況ですが、発災して最初の頃に山が大きくなっていることが分かります。発災して最初の頃に大勢の人数を要求されたというか、たくさん来てほしいと言う話で、特に排水ポンプ車がたくさん出て、場所としては、仙台空港を全力で排水したため人数がたくさん出たということでもあります。

(4) 国土交通省清水海上保安部 (資料9-3)

配布資料は、今回、特に津波によってどのような被害や障害が発生したのかを海からの視点で、発災から現在に至るまでをほぼ時系列に沿った流れで作成しています。

今回の特徴は、津波、特に強烈な引き波による被害でありまして、船舶、車両、家屋、燃料タンク、コンテナなど、膨大な量の施設、設備が流失しています。

原油タンカーと大型危険物について、臨海工業地帯に位置する鹿島港では、係留中であった30万トン級の原油タンカーを始め、LPGやケミカルなど大型の危険物積載船の係留ロープが津波により次々に破断し、構内においては一触即発状態で漂流しています。

コスモ石油千葉製油所のLPGタンク火災で、陸上からの接近が不可能であり、海上保安庁や海上災害防止センターの消防船により消火を行っています。

八戸港のコンテナヤードの様子ですが、今月の下旬になりますが、このうち1個と思われる冷凍の空コンテナが釧路に漂着しました。

海上保安庁は地震発生直後、全国の基地で巡視船や航空機を発進させ、被害調査及び警戒を実施すると共に、航空機及び大型巡視船の約半数に当たる54隻を東北地方太平洋沖に集結させ、各県の対策本部に派遣したリエゾンの調整を踏まえ、捜索・救助、D-MATや支援、重篤患者の広域搬送、孤立地帯の調査、支援物資の輸送等を行っています。

震災による海上交通に対する障害の状況は、発災直後、太平洋沿岸を中心に240港において避難勧告又は警戒勧告を発令しました。被災地では、灯台など航路標識が甚大な被害を受けたほか、瓦礫や漂流物により船舶の入出港や安全な航行ができなくなりました。特に魚網は水面下を適度な浮力を持って漂い、船舶の推進機に絡みつくと恐れがありますが、目視でもレーダーでも発見が困難で厄介な存在です。港湾局や水産庁と協力してこれらの除去作業や、推進測量により拠点港湾における海上輸送機能の早期回復を図ると共に、この情報による航行制限の状況や沿岸における航路障害物に関する情報をホームページ上などで提供するなど、海の全対策を総合的に実施しているところです。

(5) 航空自衛隊（パワーポイント使用）

本震災における災害派遣の体制について、本来でありましたら災害発生後都道府県知事、市町村長の要請通知に基づいて、基地等が命令を出して災害派遣しますが、本震災は地震発生、被害が大きいということで、防衛大臣が大規模震災に指定、それに基づいて大規模震災災害派遣としています。今回、震災における災害派遣に関しましては、自衛隊として初の統合任務部隊、ジョイントタスクフォースを作りました。統合任務部隊指揮官として東北方面総監、その下に陸海空の部隊を作りまして、その中に一空団という、これは、災害派遣で初となる部隊があります。

本震災における災害派遣の感想ですが、松島基地では、防潮林が約数百mあります。大曲地区、野蒜の方は壊滅的ですが、防潮林によって、基地自体は汚泥で非常に大変なことになっていますが、建物の倒壊はほとんどありませんでした。

地震はこの南南東130kmでかなり近いところでしたが、津波に関しても石巻約6m、野蒜10mという状況で、松島基地、山田、福島の大滝根、キャンプ以東で被害を受けていますが、松島基地につきましては、津波の被害はかなり軽減されています。

仙台から石巻にかかる千石線、壊滅状態で、野蒜方向でかなりひどい状況です。基地の中、これはF2戦闘機、かなり高価な飛行機ですが、水に浸かってしまい、隊員の車両もこのように浮いている状況です。

このような中で、静岡にあります富士山静岡空港、航空自衛隊浜松、それと静浜、それぞれ基地が拠点になると思います。今回の空災部隊では、松島基地を拠点に活動するという事で、被災を受けている状況の中で、翌々日くらいには汚泥を取って、発災1週間で飛行場としての機能を回復して、災派遣等又は緊急物資の拠点空港として活動するようにしました。基地周辺の災害派遣活動に戦力を集中できるように、いろいろ活動を開始しております。

発災3週間、空自隊員として我が基地は1,000名、福島原発対応で約500名くらい、まだ続いていますのでこの人数はまだ膨らんでくると思います。

航空輸送拠点として発災から約2週間、この段階で仙台空港が潰れていますので、松島基地で輸送能力を確保しながら、いろんな物資を救援しました。

松島基地災害対策本部の活動です。6月1日に隊員の状況を確認してきました。隊員が側溝の中で遺体確認をしています。活動ですが、給水支援、流出物の回収、がれき撤去、炊き出し支援、避難所での医療支援等、住民生活の支援、汚泥が入っていますので、隊員が被災している方々のお宅に行きまして、このような活動をしています。基地の中に隊員の浴場があります。それを開放しまして入浴支援をしています。発災後、約2週間ぶりの住民たちの入浴状況です。この中に来ていただいた方の書き込みがありまして、非常に感謝されている状況が隊員にも伝わっています。

行方不明者の捜索、これは陸自と共同で行方不明者の捜索をしています。米軍との共同「友達作戦」。また、仙石線の復旧支援、「ソウルトレイン」呼んでいますが、そのような活動を実施しました。

福島原発への対応として、消防車の対応、又は除染作業等をしております。現地に来ている隊員、または、現場に出ることなく司令部で活動している隊員にはよく分からないのですが、ニュースで、浜松基地の救難機が活動している様子がわかりました。浜松基地は音楽隊があり被災者への慰問活動を行っています。浜松基地から活動している隊員が被災者へ宛てて桜をおくりました。

自衛隊員だけでなくOBが支援したいということで、「千里同風」どんなに遠く離れていても同じ風が吹く、離れていても絆で結ばれているということで、自衛隊員、OB、今回の震災に関しては松島基地の隊員自体が被災しておりまして、隊員の家族も亡くなっております。その中で活動しているということで、みんながんばろうということです。

(6) 海上自衛隊(資料9-4)

海上自衛隊の当日の動きは、14:46の地震発生から10分後、14:57に青森県の大湊航空基地よりUH60Jという救援ヘリコプターが離陸しました。以降、同基地の他、千葉県館山基地、神奈川県厚木基地からそれぞれ哨戒機、救難機を三陸沖に向かわせております。そして発災から約1時間後の15:39以降、神奈川県海上自衛隊横須賀基地より在泊艦艇を逐次出向させ、翌日12日まで約20隻の艦艇が被災地において救助活動を開始しました。さらにその翌日13日には約50隻の艦艇を派遣して活動しております。

発災から数日後、艦艇約60隻、航空機約100機体制で捜索救助活動を実施しました。海上自衛隊の保有艦艇につきましては総数約120隻、航空機約20

0機ですので、約半数が発災から数日後、被災地域に派遣されたこととなります。

派遣部隊の4月26日現在の活動実績です。少し古くて申し訳ありませんが、人命救助が約900名、御遺体収容が348体、6月の頭で418体まで増えております。6月14日に1体のご遺体を収容しまして、それまで直近1週間で毎日大体1体くらいずつ、現在でも発見されております。

給水支援については1,510トン、給食支援については12,000食、入浴支援につきましては12,200名となっております。6月10日現在では22,000名くらいまで支援しております。活動内容の写真については割愛させていただきます。時間があるときにご覧ください。

提案を含めて、一言申し上げさせていただきます。静岡県には海上自衛隊が所在していないことから、県内各市町におかれましても、地域密着の陸上自衛隊、航空自衛隊ほどなじみがないと思いますが、海上自衛隊からのPR不足も大きな要因でありとても反省しております。今回の大震災におきまして、特に陸上自衛隊の活動がメディア等に多く露出しており高く評価されていますが、お手元の資料の写真のとおり陰ながら海上自衛隊も活躍しております。もちろん航空自衛隊とともにオール防衛庁自衛隊として災害活動に従事し、多大な成果を上げていると自負しておりますので御認識いただければと思います。

静岡県は広大な海岸線を有する土地ですので、艦船の活用するニーズが多くあるのではないかと思います。海上自衛隊の艦船で、洋上に停泊させておいて、艦載のヘリコプターから救助活動、物資輸送などができますので、今後、県、市、町の防災訓練等に海上自衛隊にもぜひお声を掛けていただいて、同胞の地方総監、防災セクションを統括する防衛部長もできる限りのご協力を行いたいと申しておりましたので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

(7) 静岡県警察本部（資料なし）

地震が発生した3月11日から本日までの間に、広域緊急援助隊や機動隊、航空隊、地域特別派遣部隊など14の部隊を64回、約1,200人、述べ約14,000人派遣しております。県別派遣先を見ますと、岩手県に約500人、宮城県に約300人、福島県に約400人となります。

広域緊急援助隊の活動につきましては、警吏部隊は震災が、発生した3月11日から16日までの間、福島県相馬市に出動し、救出救助活動や避難誘導活動を実施しました。

刑事部隊は3月12日から5月27日の間に6回、福島県及び宮城県に出動し、遺体収容施設における検死及び遺族対策を実施しました。

交通部隊は、3月16日から6月4日までの間、岩手県宮古市内の主要交差点において、交通規制、交通整理、市内のパトロール等を実施しました。

その他の部隊につきましては、県の機動隊は宮城県及び福島県に3回出動し、捜索活動を実施しております。県機動隊スキューバー潜水隊はいわき市におきまして沿岸検索及び女川港等の海中捜索を実施しております。管区機動隊は、岩手県及び福島県に4回出動し、救出救助・捜索活動を実施しております。

また、福島県では福島第一原発20キロ圏内への立ち入り規制のための検問を実施しております。災害対策課からは福島県警の原発対策支援要員として2人が

出動しオフサイトセンターにおいて活動しております。

この他にも、方面機動隊、航空隊、生活安全部隊、機動捜査隊、警衛警備部隊を派遣し、遺体収容施設の警戒、避難所における相談受理、被災地のパトロール、外国要人や閣僚等の警護又は警衛等を実施しております。これら被災地への部隊派遣につきましては、今後も継続する見込であります。

（８）静岡県市長会及び町長会（資料９－５）

静岡県市長会は愛知・岐阜・三重の４県による東海市長会のグループに属していきまして、その東海市長会より３月１４日に被害状況の照会がありまして、県内の被害につきまして報告いたしました。

この時期は全国市長会に提案する国の要望の取りまとめの時期でもありましたので、急遽、地震案件の要望を取り込むこととして、県内各市へ照会しました。その結果、原子力発電所を含め、地震災害・津波対策に対する財政支援や新たな支援体制の創設を求めるものなど２５件の要望が提案されました。

合わせて、福島第一原子力発電所の事故を受け、中部電力株式会社に対しまして、３月２３日に浜岡原子力発電所の安全確保に関する申し入れを市長会長、町村会長連名で行いました。

４月に開催予定であった副市長・副町長合同連絡会議、町長会議、市長会議の場での浜岡原子力発電所の安全対策の説明を要請しました。中部電力からの説明は、４月８日の副市長会議、４月１９日の町長会議、及び４月２１日の定例市町会議で行われ、安全対策への質疑や即時停止の要望などが出されました。なお、５月１９日に沼津市で開催されました東海市長会総会においては、通常国への要望提案とは別に強いメッセージを発信する目的の決議という形で、地震・津波対策に関する決議と、原子力発電所の安全確保に関する決議と、電力の安定供給等に関する決議の３つの決議文を採択いたしました。

被災地支援においては県がいち早く動いていただき、３月２４日に県市町合同会議で、県市町一体となった支援の実施を行うこととなり、これを受け３月２８日には、県からの要請を受け、被災地支援のための市町職員派遣につきまして各市町へ協力依頼をしました。

また、４月２５日には、県に対して、支援する側の職員派遣をより効率的に行うべく、被災自治体への支援の割り振りや派遣窓口一元化の提案、今後の中長期をにらんだ職員派遣のための県と市町の合同連絡会の開催を申し入れたところがあります。

一方で、３月３０日及び４月１日に総務省から全国市長会及び全国町村会を通じて、被災地市町村に対する人的支援のための職員派遣要請に対し、県内各市町におきましては、基本的には静岡県との人的支援スキームによることとし、それでもなお、余力のある市町については総務省スキームにも協力するということで歩調を合わせることにしました。なお、この静岡方式につきましては、全国市長会、全国町村会に対し説明し、理解をいただいているところであります。

各市町につきましては、実態としてはそれぞれの協定等に基づき、県のスキームと異なった支援の実施などがございりますが、お話したとおり基本的には他県に先駆けた、県と市町が一体となった被災地支援の静岡方式ともいえる体制が極め

て効果的で効率的であると考えております。

今後は、浜岡原発停止に伴う節電対策の実施、被災を想定した支援の受け入れ体制の整備など、今回の大震災を教訓とした県市町一体となった対応に努めていきたいと考えております。

(9) 静岡県消防長会（資料9-7）

緊急消防援助隊静岡県隊の活動内容について、県下26消防本部ありますが、緊急消防援助隊に組織された静岡県隊、陸上部隊については、発災当日、3月11日から4月1日まで、7次に渡り延べ310隊、1,003名の隊員が福島県に派遣されました。第1次の派遣部隊におきましては、いわき市の21世紀森公園を活動拠点、いわゆる野営場所としまして、いわき市の沿岸部、塩屋崎で救助活動を行いました。

それから第2次以降の派遣部隊にあつては、活動拠点を福島県消防学校へ変更して、ここを拠点に相馬市磯辺地区等において救助活動を行いました。

救急隊は救助隊と消化部隊とは別行動ということで、救急隊においては、福島県二本松市の男女共生センター、あるいは南相馬市鹿島の厚生病院、サテライト鹿島、あるいは福島県立医科大学だとかあるいは避難所等からの救急搬送・転院搬送等の活動を行いました。

航空部隊については、静岡県消防防災航空隊、静岡市消防局航空隊、浜松市消防局航空隊、これらにより組織された静岡県航空隊は、3月12日から4月15日まで、それから間を空きまして4月26日から4月30日、5月13日から5月19日の間、合計47日間ですが、11次にわたり延べ70名の隊員が岩手県に派遣されました。航空隊は岩手県の花巻空港を活動拠点とし、岩手県沿岸部の被害状況調査、海上捜索活動、重傷者の転院搬送、遠距離救急搬送といった活動に従事しました。

派遣から戻ってきた隊員の話をお聞きすると、静岡市消防局の隊員の話ですが、緊急消防援助隊として静岡県隊がこういった全国の応援に出たのは初めてです。そういった中で、被災現場いわゆる沿岸部に行ったときに、自然の猛威を改めて感じたということです。それから、何をどこから手をつけていいのかということで非常に戸惑ったそうです。それから現場においては、原発だとか地震の情報、余震とか発生しておりまして、なかなかそういった情報が入ってこなかったのも、持参したラジオとか個人用の携帯電話のテレビなどから情報を収集したということで、原発に関してはなかなか情報が入ってこなかったのも、現場においては緊張感、不安感を感じながら活動したとのことでした。

また、現場では福島県の方に調整本部ができましたが、調整本部と現場とのやり取りが、通信機器通信機がうまく機能しなかったのも、情報連絡がうまくいかなかったとのことでした。

大変厳しい環境下での活動でしたが、第1次派遣部隊の隊長の話では、例えば東北自動車道のサービスエリアでの給油時や、地元の被災現場に入ったときに、地元の方々から感謝の言葉をいただいたということで、感謝の言葉が隊員の厳しい環境の中での活動の支えになったのかと思っております。

(10) 東京電力株式会社（資料 9-9）

東日本大震災により発生しました福島第一原子力発電所の事故、そこでの放射性物質の放出、また、それに続きまして電力需給の逼迫による、県東部で実施しました計画停電、こういったことに関しまして県民の皆様に変なご迷惑をお掛けしました。誠に申し訳ありませんでした。

原子力事故につきましては、1日も早い収束に向けて全力で当たると共に、被害に遭われた方に対する補償についても誠意を持って対応する所存であります。また、この夏に再び計画停電を実施することのないよう全力で取り組むというところでもあります。

今年の夏の電力供給力の回復状況について、7月、8月には5,520万から5,620万キロワットの供給力を見込んであります。一方、今年の夏、猛暑時には6,000万キロワットの使用量でございました。このため、平日の午前9時から20時につきましては、昨年に比べて15%の節電を是非お願いしたい、これによりまして5,520万から5,620万キロワットという私どもの供給力と使用量が何とかバランスできる状況でございます。

ご家庭での節電のお願い、具体的の方策についても是非ご協力をお願いします。

(11) 静岡県医師会（資料 9-12）

静岡県医師会の対応といたしまして、発災直後からの対応は、別添1の資料に詳しく書いてありますので、後ほどご覧ください。静岡県医師会災害対策本部の設置についても同じ資料をご覧ください。

被災地への医療支援の状況ですが、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づく医療救護活動として、3月19日から21日まで、医師、看護師、薬剤師等45名のチームを組みまして、FDAで富士山静岡空港からいわて花巻空港まで飛びまして、マイクロバス3台に分乗して移動し、岩手県沿岸部の被災地の方へ行きました。そして、被災地におきまして、避難所33箇所を巡回し、診療患者数524名を数えております。

日本医師会の災害医療チーム、これは「JMAT」といいますけれども、その派遣といたしまして、3月26日から5月19日まで、15チーム80名を派遣しております。福島県相馬市の避難所の巡回診療を行い、患者数約1,950名を診ております。

被災地への物的支援の状況ですが、日本赤十字社を通しまして義援金を被災地へ送り、また、医師会員から集めた義援金を日本医師会に寄託し、日本医師会から被災県医師会へお渡ししました。震災孤児等への就学資金として、相馬市震災孤児等支援金支給基金へ拠出してあります。

今後の課題ですが、静岡県が全国知事会において岩手県への支援を決定するのに先立ちまして、日本医師会といたしましてはJMATの派遣方針を決めておりまして、静岡県医師会は福島県が支援先となったわけです。従いまして、行政と医師会が連携して活動することが本当は望ましいのですが、支援先を一致させる必要が今後あるのではないかと思います。やはり、行政と一緒にあって、同じところで活動するのが一番よいと思っております。

また、福島県相馬市への派遣チームについては、専ら日本医師会災害医療チー

ムJMATの枠内で活動しました。3月17日付けで福島県知事から本県知事に直接の緊急要請がなされたのではないかと思います。本会のJMATが福島県内に支援を展開するにあたり、知事から本会の派遣要請をいただければ、なおかつスムーズな活動ができたのかなと思います。

東海地震の発生に備え、本日改定されました、静岡県地域防災計画が策定されておりますけれども、本県発災のときの対応に限定されておまして、隣接する広域ブロックを超えた遠隔地の大地震に対する支援計画についても、防災関係機関を中心に早急に検討する必要があるのではないかと思います。本県発災時には多くの都道府県から、官民間問わず支援を得なければならない実情に鑑みまして、今後の課題として早急に取り組んでいただきたいと思っております。

なお、先ほど知事からお話がありましたが、環境が整っていない派遣は、地元の被災県としては大変混乱を招きます。被災県の指揮下に入って、環境の整ったところで落ち着いて派遣していくという方向がよいと考えております。

(議事終了時刻 午後3時25分)

平成23年度静岡県防災会議の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成23年 月 日

(議事録署名人)

委員(静岡地方気象台長)

印

委員(社団法人静岡県医師会)

印